



消費生活センター

Q

改正消費者契約法への対応について

松尾 孝彦 議員



A

相談体制の整備を行い、消費者被害の防止に努める

問 現状と課題について。

答 平成28年度の消費生活相談件数は426件で、前年度に比べて10件減少している。このうち、70歳以上の方の相談件数は85件で、全体の20%を占める。通信サービスに関する相談件数が多くなる中高齢者に関しては、依然として訪問販売や架空請求の相談が増加している。

高齢者の一人住まいが多い状況であり、高齢者の消費者被害防止対策として、消費生活の面からの支援が必要である。

問 今後の取組について。

答 高齢者の消費者被害防止対策としては、市内の連携や地域との連携の強化が重要である。具体的には、地域で高齢者を見守る方が消費者被害の端緒をいち早く察知

して消費生活センターにつなげ、被害の防止やトラブルを早期に発見することが有効である。

鶴ヶ島市コミュニティ協議会や民生委員・児童委員の御協力をいただき、消費生活センターの周知を図っており、高齢者が集う機会を活用した啓発も行っている。引き続き、市民が安心して消費生活を送れるよう、相談体制の整備を行い、消費者被害の防止に努める。

◎**その他の質問** 介護と育児を同時に担うダブルケア支援について



情報公開コーナー

Q

市政情報公開コーナーの充実を

山中 基充 議員



A

必要な資料を精査し、配置していく

問 情報公開コーナーは、市の告示文書の写し、審議会の会議録等はあるが、市の計画類などは網羅されておらず、「市民が市政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努める」との鶴ヶ島市情報公開条例第24条の規

定になっていない。各種計画等を充実させ、市に関する新聞のスクラップや保存期間経過後の資料等も残し、情報提供すべきではないか。

答 情報公開コーナーに配置する市政資料の詳細な基準は設けていない。何を配置し、何をホームペ

ージに掲載するかは各所管課長の判断に基づいている。今後は、資料の収集、情報公開コーナーへの配置等を各課に呼びかけた。

鶴ヶ島市文書管理規程には、文書の受付、作成、保存などの規定はあるが、保存期間経過文書の歴史的価値を判断し、これを保存する仕組みはない。本市にとって最善の方法を検討する必要がある。

◎**その他の質問**

- 一 大型家電量販店オープンに対して
- 二 若い世代の乳がんのエコー検査について
- 三 肝炎ウイルス検診と受診勧奨について